

学長選考会議議事要録

1. 日 時 平成19年7月23日(月) 10:00～11:22
2. 場 所 弘前大学事務局2階 特別会議室
3. 出席者 丹野(議長), 石戸谷, 岡井, 佐藤, 和田, 藁科, 須藤, 加藤の各委員
欠席者 小田切, 櫛引, 南條, 小川の各委員
事務局陪席 上戸総務部長, 佐藤総務課長, 菊地課長補佐, 小田桐総務G係長
4. 配付資料
教育再生会議第二次報告(平成19年6月1日)(抜粋)
新しい「国立大学法人」像について(平成14年3月26日)(抜粋)
国立大学法人法(平成15年法律第112号)(抜粋)
国立大学法人弘前大学管理運営規則(抜粋)
国立大学法人弘前大学学長候補者選考規程
国立大学法人弘前大学学長候補者選考規程施行細則
国立大学法人弘前大学学長解任手続規程

◎ 議長から, 前回会議(5月31日開催)の議事要録(案)について確認され, 異議なく了承された。

5. 審議事項

議題1 学長候補者選考規程の見直しについて

議長から, 教育再生会議第二次報告等に関して, 次のような発言があった。

- 教育再生会議の第二次報告が6月1日に出され, この中で「国立大学は, 法人化の趣旨を踏まえ, 学長選挙を取りやめるなど, 学長選考会議による学長の実質的な決定を行うこととする。」と提言された。
- 他の国立大学法人において, 学長選考会議が学長選挙(学内意向の聴取)の結果と異なる選考をしたことにより, 学内に混乱が生じ, 裁判にもなっているケースもあり, このことが今回の提言の元となっていると思われる。
- このため, 本学の学長選考の方法についても, 学長候補者選考規程に「法人化の趣旨」が反映されているかどうか, 改めて振り返ってみる必要がある。
- 『新しい「国立大学法人」像について』(平成14年3月26日 国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議)(以下「グリーンブック」という。)によれば, 学長選考会議は, 学内者(教育研究評議会評議員)と学外者(経営協議会学外委員)の同数をもって, 学長を選考することにより, 学内のみの意向を伺うのではなく, 学外者からの意見を取り入れることで社会に開かれた大学にするために考えられた仕組みであるとされている。
- 本会議では, これまで学長選考規程の見直しを進めてきたところであるが, どちらかと言えば学内委員の意見を重視し, 学外委員の意見を尊重しようとする意識が欠けていたように思われる。
- 教育再生会議の提言に対し, 本学の学長選考会議としての考え方を今回の学長選考規程の改正をもって社会に表明する必要があると考える。

- よって、現在行われている学長選考規程の見直しの中で議論している「学内意向投票」については、学外委員の意見を積極的に取り入れながら、もう一度その在り方を考え直す必要があると考える。
- また、本学の管理運営規則の学長選考会議に関する条文について、国立大学法人法の規定と食い違いがあることから、この規則を見直すとともに、新たに学長選考会議規則を本会議自身が制定することとし、構成メンバーや任期などを含めて学長選考会議としての基本的な方針を改めて検討していくこととした。

引き続き、次のような意見交換があった。

- 以前、本会議において学外委員として、選挙の経験に基づいて意見を言ったところ、学内委員から、私の意見を排除するような発言があったことから、それ以来、積極的に意見を出そうという意識が希薄になってしまった。
- 本会議では「学長選挙」という言葉を見直し、「学内意向投票」とすることで慎重に議論を進めてきたところであるが、グリーンブックの「・・・学内者の意向聴取手続（投票など）を行うことも考えられるが、その場合であっても、例えば、学長選考委員会（仮称）（又はその下に置かれる学外の有識者を含む調査委員会）が広く学内外から候補者を調査し、候補者を絞った上で意向聴取手続を行うことや、意向聴取対象者の範囲を、大学・法人運営の最高責任者を選ぶ上で適切なものとなるよう、教育研究や大学運営に相当の経験と責任を有する者に限定することなどが重要である。」の部分が軽視されていたと思う。
- 今後の具体的な議論のポイントは「学内意向投票」を行うか行わないか、行うとすればどのタイミングで行うかであり、基本的な方針を議論していけば良いと思う。また、学長の選考方法に社会の意向が適切に反映されているのか、メンバーの構成も含めて、改めて真剣に考えていく必要があると思う。

6. 次回の開催について

議長から、次回の開催時期については、9月中旬から下旬の間で、各委員の日程を調整した上で開催することとしたい旨の発言があり、異議なく了承された。

以 上